

令和元年度

第9回第二農地部会定例会議事録

令和元年12月26日（木）

上越文化会館 4階 中会議室

令和元年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日時 令和元年12月26日(木) 午後2時  
会場 上越文化会館 4階 中会議室

1 出席委員

1番	大 瀧	勇	2番	滝 沢	記 一	3番	村 松	勝 藏
4番	佐 藤	正 雪	5番	笹 川	慶 一 郎	6番	金 井	薫
7番	西 條	弘 子	8番	岸 田	健	9番	秦 正	敏
10番	望 月	博	11番	金 澤	稔			

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)、津幡徹重(〃)  
長瀬一成(牧区)、米川尚登(〃)  
小池孝志(柿崎区)、上野登(〃)、宮川武彦(〃)  
山本誠信(頸城区)  
上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)  
前山明(三和区)  
※ 欠席・・・山口利一(安塚区)  
西山学(浦川原区)、大滝正秋(〃)  
山岸健二(大島区)、高橋三登一(〃)、岩野文義(〃)  
上原正彦(牧区)  
長井恒夫(柿崎区)  
細谷正夫(大潟区)  
関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)  
澤田清一(三和区)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 秦 正敏、 10番 望月 博

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について  
報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出を要する農地に係る買受適格証明  
願について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

7 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>【1. 開会】 午後2時00分</p> <p>会議に入ります前に議案の差し替えをお願いします。柿崎区分の利用権集積計画の案件に誤謬がありましたので、差し替えをお願いします。</p> <p>それでは、これより令和元年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p> <p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>本日は、欠席がなく全員の委員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>9番秦委員、10番望月委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>8番岸田委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p>

議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが、6 年を超え 10 年以内が 1 件、借り手 1 人、貸し手 1 人です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 4 筆 3,906 m<sup>2</sup>、使用貸借による再設定、1 件です。詳細は、2 ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><b>&lt;報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について&gt;</b></p>
議 長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。 3 頁をご覧ください。番号 2105 番から 2108 番の 4 件です。農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した案件であります。いずれも小作料の額の見直しによる変更で、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第1号 農地法第3条許可申請について》</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明いたします。1頁をご覧ください。議案番号2508番の1件です。譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>権利移動の事由は、譲受人は隣接地取得、譲渡人は相手方の要望のため売買するものとなっております。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する農地と隣接しており、位置・形状・面積の観点から一体として利用しなければ利用することが困難と判断しました。そのため、譲受人の経営面積は、申請地の下限面積である4,000㎡に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に該当し、所有権を取得できると考えます。</p> <p>申請地では今後、大根等を作付けし、畑作をしていくと聞いております。また、農機具に関しましては、耕耘機を所有しています。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最期に添付の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

大島区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 1 の利用権設定 2 件を説明いたします。議案書 1 頁をご覧ください。</p> <p>利用権設定の内訳は、6 年を超え 10 年以内が 2 件です。借り手 1 人、貸し手 2 人で利用権を設定する土地は、田 11 筆 8,983 ㎡で、新規 2 件です。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>2 頁の番号 2969 番及び 2970 番は同一の借り手による利用権設定であり、貸し手の労力不足のため、地域で耕作する農業者へ貸し付けするものです。</p> <p>なお、これら利用権設定 2 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」 1 件の説明をいたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。番号 2911 番の契約内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由については、借受人において用水確保について不便を感じ、耕作を断念するに至ったものです。</p> <p>返還後の利用計画は他者への貸付であり、先ほど説明をいたしました 2 頁の番号 2970 番に関連するものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 9 件、6 年を超え 10 年以内が 3 件、10 年超えはなしです。借り手 11 人、貸し手 14 人、利用権を設定する土地は田 54 筆、34,027 m<sup>2</sup>、畑 21 筆、3,391.82 m<sup>2</sup>で再設定 8 件、新規 6 件です。</p> <p>2 の利用権移転は 1 件で、借り手 1 人、貸し手 1 人、利用権を移転する土地は田 1 筆、394 m<sup>2</sup>です。</p> <p>利用権設定の新規案件について説明します。</p> <p>3 頁の整理番号 3502 番と 5 頁の 3510 番は借り人同士の話し合いで、耕作条件の改善のため、耕作地を交換することとなったものです。3502 番の農地は先月の部会で、3510 番の農地は今月の部会で、それぞれ合意解約の報告がされています。</p> <p>3 頁の議案番号 3503 番は、これまで自作していた貸し人が、高齢により経営縮小することから、地域の担い手である借り人に貸付するものです。</p> <p>3 頁の整理番号 3504 番、3505 番は、これまで、それぞれ別の借り人が耕作していましたが、労力不足による経営縮小のため、地域の担い手である借り人に貸付するものです。</p> <p>3 頁の議案番号 3507 番は、これまで円滑化事業で牧農林公社に貸付されていましたが、貸付期間の満了に合わせて、今後の円滑化事業の廃止を見込んで、県の農林公社に貸し付けするものです。なお、契約の始期は、牧農林公社の借受期間満了日の翌日となっています。</p> <p>6 頁の利用権移転 1 件は、3 頁の 3503 番同様、これまで耕作していた旧借り手が高齢による経営縮小により、新借り手に利用権移転するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。



	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>&lt;議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」&gt;</u> 次に議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたします。事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	7 頁の議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 3422 番の 1 件です。 先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地 2 筆について、市長が農地中間管理機構に借受申出をしている整理番号 3422 番の農業者に配分するため、利用配分計画案を作成しました。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>&lt;報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」&gt;</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」審議いたします。事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	9 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」整理番号 3311 番から 3320 番の 10 件を受理しましたので報告いたします。

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>整理番号 3319 番を除く 9 件はいずれも解約事由が労力不足で、返還後の利用計画は「他者に貸付予定」、整理番号 3319 番は解約事由が借り人の要望であり、返還後の利用計画は「他者に貸付」です。5 頁の整理番号 3510 番が関連案件です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><b>&lt;報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」&gt;</b></p> <p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>11 頁の報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」整理番号 3301 番から 3321 番の 21 件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>21 件とも小作料の変更によるもので、他の変更はありません。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p><b>&lt;&lt;柿崎区駐在室の議案&gt;&gt;</b></p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><b>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 8 件、3 年を超え 6 年以内が 7 件、6 年を超え 10 年以内が 13 件、10 年超えはなしです。借り手 17 人、貸し手 24 人、利用権を設定する土地は田 72 筆 73,951 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 127 m<sup>2</sup>で再設定 19 件、新規 9 件です。</p>

	<p>次に3の所有権移転は、件数1件、買い手1人、売り手1人、所有権を移転する土地は田5筆10,308㎡、畑2筆772㎡、その他1筆346㎡です。</p> <p>それでは、利用権設定の新規案件について説明します。</p> <p>5頁整理番号3983番から6頁の3991番の9件はいずれも公告予定日までの10年間、基盤強化法による利用集積計画により1人が耕作しておりましたが、今般耕作者が高齢になったことから経営の縮小をすることと、契約期間の満了を待って、新たに地域の担い手である借り人へそれぞれ貸付するものです。</p> <p>次に7頁の所有権移転1件については、主なる申請地は、現在、買い手がすでに耕作している小作地の売買となりますが、今般の売買の話合いが進む中で、地域内の他の農地についても買い取って欲しいとの売り手の要望があり、話がまとまったものです。申請土地の中には現況「原野」を1筆含んでおりますが、買い手の耕作田と隣接しており、はさ場として一体的活用をしていることから一括の申請となりました。売買価格は、合計11,426㎡で180万円、個々の土地の状況によってばらつきはありますが、平均しますと、10aあたり157,535円となります。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は8頁をご覧ください。2の権利の移転件数が1件、借り手1人、貸し手1人、権利を移転する土地は、田が3筆6,542㎡です。</p> <p>9頁の番号3707番1件は、農地中間管理事業で田3筆6,542㎡の賃借権を担い手間で移動するものです。期間の終期については、旧借り手の設定内容を引</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>き継ぐことから、8年2ヶ月となっております。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>無いようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p> <p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は10頁をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、2件をご報告いたします。いずれも借り手の労力不足から合意解約するものです。3746番は今後休耕となるとのことですが、山間地の農地であることを考慮すると致し方ないと考えております。</p> <p>3747番は返還を受け、地権者により耕作されると聞いております。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p><b>&lt;大潟区駐在室の議案&gt;</b></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><b>&lt;議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p>

1の利用権設定です。3年以内が12件、3年を超え6年以内が4件、6年を超え10年以内が23件、10年を超えるものが1件、計40件、借り手人数は13人、貸し手人数は38人です。利用権を設定する土地は、地目が田124筆、216,764.81㎡、畑1筆393㎡で、再設定が18件、新規設定が22件です。

次に、2の利用権移転です。件数は4件、借り手人数は2人、貸し手人数1人で、利用権を移転する土地は、地目が田で11筆29,673㎡です。

それでは、新規設定22件についてご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号4743番から4747番の5件です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、借人の要望により、新たに地域の担い手と10a当11千円または12千円、期間3年の相対契約を締結するものです。

つづいて4頁をご覧ください。番号4749番は、これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、借人の要望により、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間5年の相対契約を締結するものです。

番号4750番は、11月「第8回第二農地部会定例会」の「農地法第18条第6項の合意解約通知」番号4621番でご報告した「田」について、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間6年の相対契約を締結するものです。

番号4751番は、これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了と同一年間に再設定がなされなかったため、この度10a当15千円、期間6年の相対契約を締結するものです。

6頁をご覧ください。番号4762番、4764番、4765番、つづいて7頁、番号4766番から4769番までの7件につきましては、これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、借人の要望により、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。農地中間管理機構を活用せず相対契約でございます。

もどっていただいて6頁、番号4763番です。これまで自作をしていた「田」16筆について、地主の要望により、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。こちらも農地中間管理機構を活用せず相対契約でございます。

7頁をご覧ください。番号4770番・4771番・4772番、めくっていただいて8頁、番号4773番・4774番の計5件です。先月「第8回第二農地部会定例会」の「農地法第18条第6項の合意解約通知」番号4622番、4623番、4624番、4626番、4627番でご報告した「田」について、新たに地域の担い手と10a当12千円、期間10年の相対契約を締結するものです。こちらも農地中間管理機構を活用せず相対契約でございます。

次に9頁をご覧ください。番号4775番です。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介して貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、農地中間管理機構へ10a当15,100円、期間10年1か月で貸し付けるものです。

<p>議 長</p>	<p>続いて、10 頁の利用権移転、番号 4776 番から 4779 番までの 4 件についてご説明いたします。旧借手の労力不足に伴い、地域の担い手である新借手へ利用権移転し耕作するものです。10a 当の賃借料ならびに契約内容について変更はありません。</p> <p>以上、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</b></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>11 頁をご覧ください。1 の権利の設定です。5 年以上 10 年以内が 4 件、借り手人数は 3 人、権利を設定する土地は、地目が田で 12 筆、34,119 m<sup>2</sup>、新規設定が 4 件です。めくっていただいて 12 頁、番号 4605 番から 4608 番までの 4 件です。これまで農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介して貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、利用権設定期間満了を機に、農地中間管理機構を介して農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>



議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>13頁の番号4630番から4636番までの7件、それからめくっていただいて14頁、番号4637番から4643番までの7件、15頁番号4644番・4645番の計16件です。</p> <p>契約内容は、14頁、番号4641番の農地法第3条による賃貸借以外は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、「返還後の利用計画」は、13頁番号4630番が地主耕作、14頁番号4642番・4643番は他者へ貸付予定、他は他者へ貸付であります。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。14頁、番号4642番・4643番の他者へ貸付予定につきましては、現在新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について&gt;</b></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>16頁をご覧ください。番号4612番・4613番の2件です。</p> <p>まず番号4612番です。届出農地は上小船津浜地内、善照寺の東側に位置する「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は17頁をご覧ください。</p> <p>つづいて番号4613番です。届出農地は土底浜地内、中央東公園周辺の「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は18頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農用地利用集積計画変更について&gt;</b></p> <p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第3号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は19頁、20頁をご覧ください。番号4710番から4720番の11件で、いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地に係る買受適格証明願について&gt;</b></p>
<p>議 長</p>	<p>報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地に係る買受適格証明願について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地に係る買受適格証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は21頁をご覧ください。整理番号1番の1件です。</p> <p>まず、買受適格証明とは、裁判所で競売にかかった農地や税務署等で公売にかかった農地を入札しようとする場合は、入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要であり、これを買受適格証明といいます。この買受適格証明の交付を受けた者のみが入札参加資格者となります。</p> <p>土地の所在は下小船津浜(旧柳沢商店 農機センター前の駐車場敷地) 地内で、現在、上越市立大潟町小学校前の県道長坂・潟町停車場線沿線で自動車販売業を営んでいる申請者が、手狭となってきた店舗の移転計画に伴い、売却対象農</p>



<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>地（畑 154 m<sup>2</sup>）を購入し、駐車場用地としたい旨、買受適格証明願の提出がありました。特別売却実施機関は新潟地方裁判所高田支部、売却実施期間は令和元年12月9日から令和元年12月16日までであります。その後の経過につきましては、申請者から落札の申し出ならびに「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書」について12月23日に届出があり、内容の確認のうえ、翌12月24日に「上越市農業委員会事務局長」の専決にて受理通知を交付してございます。内容につきましては、1月の第10回第二農地部会定例会でご報告いたしますのでご承知おきください。位置図は22頁に添付いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、3年以内が5件、3年を超え6年以内が同じく5件、6年を超え10年以内が20件、10年を超えるものが5件で合計35件、借り手15人、貸し手32人、利用権を設定する土地は、田113筆、247,979 m<sup>2</sup>、畑1筆485 m<sup>2</sup>、再設定28件、新規7件です。</p> <p>次に3の所有権移転4件の内訳は買い手3人、売り手4人、所有権を移転する土地は、田、10筆45,534 m<sup>2</sup>となっております。詳細については、2頁から8頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは新規の利用権設定と所有権移転についてご説明いたします。4頁の整理番号5467番については、8頁の5493番の所有権移転との関連案件でありまして、売手が利用権設定していた土地について、買手がその土地を購入し利用権設定を行ったものであります。</p> <p>次に5頁の5479番は、借り手を変えての契約でありまして、9頁の報告第1号でご報告いたします案件の備考欄と対応しています。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に7頁5487番から5489番は、新たに中間管理機構への貸付であります。5490番、5491番は、借り手を変えての契約でありまして、9頁の報告第1号でご報告いたします案件の備考欄と対応しています。</p> <p>次に所有権移転についてご説明いたします。8頁5493番は、先ほど説明いたしましたので省きます。後の3件、5492、5494、5495番については、ご覧の金額での売買となっております。</p> <p>以上、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>8頁、番号5314番から5318番の5件について、解約理由は「労力不足」、「貸し人の要望」であり、返還後の利用計画については、備考に記載の頁、議案番号に対応しています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p><b>&lt;報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理</b></p>

議 長	<p><u>について&gt;</u></p> <p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」をご報告いたします。10 頁をご覧ください。5305、5306 番の 2 件です。</p> <p>はじめに 5305 番です。届出農地は頸城区下吉地内の「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は 11 頁をご覧ください。</p> <p>次に 5306 番です。届出農地は西福島地内の「登記簿地目 畑」を資材置場とするものです。位置図は 12 頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>&lt;報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について&gt;</u></p>
議 長	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第 3 号「農用地利用集積計画変更について」をご報告いたします。</p> <p>13 頁をご覧ください。番号 5348 番から 14 頁 5360 番までの 13 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;吉川区駐在室の議案&gt;</u></p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>

<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 10 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、6 年を超え 10 年以内が 7 件、10 年超はなしで合計 21 件、借り手 13 人、貸し手 21 人で、利用権を設定する土地は、田が 68 筆 87,484 m<sup>2</sup>、畑は 2 筆、820 m<sup>2</sup>です。再設定 13 件、新規 8 件です。2 の利用権移転はなしで、3 の所有権移転は、5 件、買い手 1 人、売り手 5 人、所有権を移転する土地は田 15 筆、21,145 m<sup>2</sup>です。詳細については、2 頁の 6382 番から 6 頁 6407 番までの 26 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。番号 6384 番は、耕作者の労力不足により地域の法人に依頼する案件です。期間が短いのはほかに法人に貸し付けてある農地と終期を合わせるためです。</p> <p>次に 3 頁の 6391 番は、旧借り手が高齢化による労力不足のため利用権設定が満了したことにより、地域の他の認定農業者に依頼する案件です。</p> <p>次に 4 頁の 6393 番は、高齢化による労力不足のため自作できないため地域の農業者に依頼する案件です。</p> <p>次に 5 頁 6398 番から 6400 番と 6402 番の 4 件は、旧借り手が高齢化による労力不足のため利用権設定が満了したことにより、地域の法人に依頼する案件です。</p> <p>次に 6401 番ですが、利用権設定の更新を 1 年ほど忘れていたため新規扱いにした案件です。</p> <p>次に、所有権移転について説明をいたします。6 頁をご覧ください。番号 6403 番から 6407 番までの 5 件ですが、7 頁の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の 5 件と連動していますが、土地所有者である売手の要望により近接地の担い手に売却する案件です。</p> <p>なお、これら 26 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積</p>

<p>議 長</p> <p>吉川区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>7頁の番号6221番から6225番までの5件です。</p> <p>この5件すべて、貸出人である地権者は県外者又は高齢者で労力不足のため売却したいとの要望から利用権設定を解約し、他者へ売却するものです。また、この5件共に、先ほど説明させていただきましたが利用権設定での所有権移転に連動しています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p><b>&lt;三和区駐在室の議案&gt;</b></p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の議案第1号「農地法第3条許可申請について」8601番の1件を説明いたします。契約内容は子に経営を委譲し、経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、再設定するものです。譲受人の状況につきましては、本日お配りしました調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><b>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>2 頁の「議案第 2 号上越市農用地利用集積計画の決定について」番号 8737 番から 8746 番までの 10 件について説明いたします。利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 6 件、10 年を超えるものが 1 件で、合計 10 件、借手 9 人、貸手 10 人です。利用権を設定する土地は、田 23 筆 111,990 m<sup>2</sup>で、再設定が 5 件、新規 5 件です。詳細は 2 頁から 5 頁に記載のとおりです。</p> <p>新規について説明いたします。3 頁の 8739 番はこれまで所有者が耕作していましたが、労力不足により耕作を減らしていくことから、新耕作者に貸し付けるものです。4 頁の 8743 番から 8745 番までは、借手が労力不足により耕作を減らしていくことから、新耕作者に貸し付けるものです。5 頁の 8746 番は新規に農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>利用権設定 10 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><b>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p>
議 長	<p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

三和区 駐在室	6 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 8619 番、8620 番の 2 件を説明いたします。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由、返還後の利用計画は、8619 番は労力不足により、他者へ貸付予定、8620 番は貸人の要望により、他者へ売却予定です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
	<b>&lt;報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について&gt;</b>
議 長	報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	7 頁の報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」番号 8617 番から 8620 番までの 4 件を報告いたします。 8617 番、8620 番は土地所有者と耕作者の間で賃貸借契約している案件であり、8618 番から 8619 番はえちご上越農業協同組合を介して賃貸しているものとなります。
	8618 番から 8620 番までは、賃貸借料を支払っているものと使用貸借のものがあるため二段に表記しています。営農条件などを考慮し、地権者が農地の管理をお願いしているということでの使用貸借です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。
議 長	本日の令和元年度第 9 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 (午後 3 時 03 分)